

玉東町簡易水道事業経営戦略

令和6年3月
玉東町建設課

玉東町 簡易水道事業 経営戦略

団 体 名 : 玉東町

事 業 名 : 簡易水道事業

策 定 日 : 令和 6 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 6 年度 ~ 令和 15 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給 水

供用開始年月日	昭和 30 年 4 月 1 日	計画給水人口	4,610 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	法適用(財務)	現在給水人口	4,696 人
		有収水量密度	0.495 千m ³ /ha

② 施 設

水 源	<input type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> ダム, <input type="checkbox"/> 伏流水, <input checked="" type="checkbox"/> 地下水, <input type="checkbox"/> 受水, <input type="checkbox"/> その他 (複数選択可)			
施 設 数	浄水場設置数	0	管 路 延 長	70 千m
	配水池設置数	8		
施 設 能 力	1,830 m ³ /日	施 設 利 用 率	78.8 %	

③ 料 金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	本町の水道料金は、口径別のメーター器使用料と、基本料金及び超過料金により構成されており、基本料金と超過料金は、口径に関わらず同一としています。平成16年に料金体系の変更をして以降、料金は据え置かれています。なお、現行の料金体系については以下の表のとおりです。
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない)	平成 16 年 4 月 1 日

<料金表>

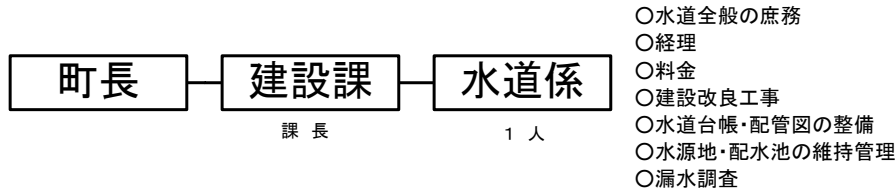
メータ口径	メーター器使用料 (1個につき)	基本料金(~10m ³) 1か月につき	超過料金 1m ³ につき
13mm	50円	1,600	120
20mm	100円		
25mm	110円		
30mm	170円		
40mm	200円		
50mm	400円		

※上表の金額には、消費税及び地方消費税相当額を含みません。

④ 組織

当町の簡易水道事業は水道料金や、事業の経理などの経営管理に関すること、水道施設の維持管理、建設改良事業の実施、給水設備の確認などの技術管理に関すること全てを1つの係で担っています。検針・施設の維持管理を民間委託しています。従事する職員は、令和5年度末時点で課長を含めて2名であり、平成4年と比べると1名の減となっています。実際に事務を担当する職員が1名しかいないので、業務や技術の継承、人材育成が課題となっています。

<組織体制>



<職員数・職種・年齢構成等>

	建設課
61歳～	
51～60歳	1人
41～50歳	
31～40歳	1人
～30歳	
合計	2人

(2) これまでの主な経営健全化の取組

本町の水道事業は、山北地区簡易水道（昭和30年創設、計画給水人口1,100人、計画一日最大給水量165m³/日）、南部地区簡易水道（昭和40年創設、計画給水人口1,300人、計画一日最大給水量195m³/日）、北部地区簡易水道（昭和47年創設、計画給水人口2,100人、計画一日最大給水量343.5m³/日）、で認可を得て、3地区の簡易水道でそれぞれ運営していましたが、山北地区簡易水道については、竣工後30数年が経過し、施設の老朽化と生活様式の変化に伴う水量不足等により、昭和63年度に地区名を中部地区簡易水道と変更し、基幹改良及び拡張事業を行いました。また、北部地区は平成3年度に、南部地区は平成6年度にそれぞれ基幹改良を行いました。また、未普及地区解消事業として、二俣地区簡易水道（平成元年創設、計画給水人口400人、計画一日最大給水量100m³/日）、で認可を得ました。平成29年に北部地区簡易水道事業、中部地区簡易水道事業、南部地区簡易水道事業、二俣地区簡易水道事業を統合し、玉東町簡易水道事業として経営の効率化を図りました。民間活用として水質検査業務等を委託しており、また検針業務等についても民間委託しています。また今後は令和6年度より公営企業会計に移行し、経営の見える化を進めていきます。

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

※ 直近の経営比較分析表（「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」（公営企業三課室長通知））による経営比較分析表を添付すること。

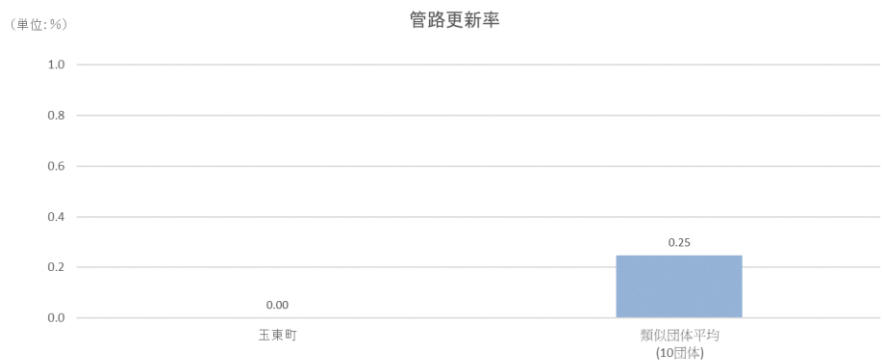
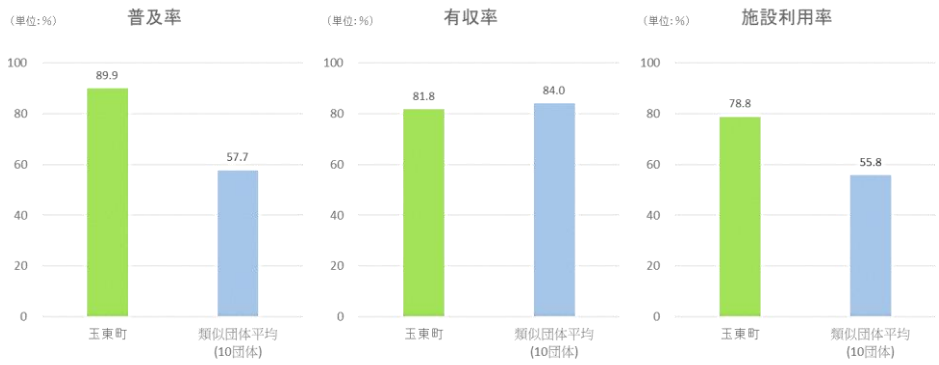
令和4年度に公表した、令和3年度決算「経営比較分析表」を添付します。また、総務省の類似団体区分から、さらに独自選定した類似団体（※）との比較を行った結果を添付します。

※経営状況の類似性の観点から以下の10団体を抽出しました。

	選定の観点	抽出条件	比較対象団体	団体数
類似団体	経営環境の類似性	・法非適用 ・類似団体区分 D3またはD4 ・浄水場 0箇所 ・配水池 5～17箇所	北海道 京極町 北海道 豊富町 山形県 小国町 福島県 磐梯町 福島県 鮎川村 東京都 神津島村 神奈川県 松田町 山梨県 鳴沢村 長野県 南相木村 高知県 日高村	10

(投資に関する状況)

本町の水道普及率は89.9%であり、類似団体と比較すると良好な数値を示しています。これは町民の公衆衛生に対する意識の向上が要因の1つと考えられます。一方、有収率は、81.8%となっており、類似団体平均の84.4%を若干下回っております。これは管の老朽化による漏水が多発したことや、浅埋配管の温水化対策による夏場のドレン排水が原因と考えられます。漏水は早期発見による改善を図っています。また、施設利用率は78.8%であり、類似団体平均よりも良好な数値を示しており、施設を効率的に利用できていることがわかります。また、管路更新率は0.0%となっておりますが、本町の大部分の管路はまだ耐用年数に到達していないため、管路更新率に現れてきておりません。しかし、一部の管路では耐用年数を超過しているため今後は計画的な更新投資が必要となります。



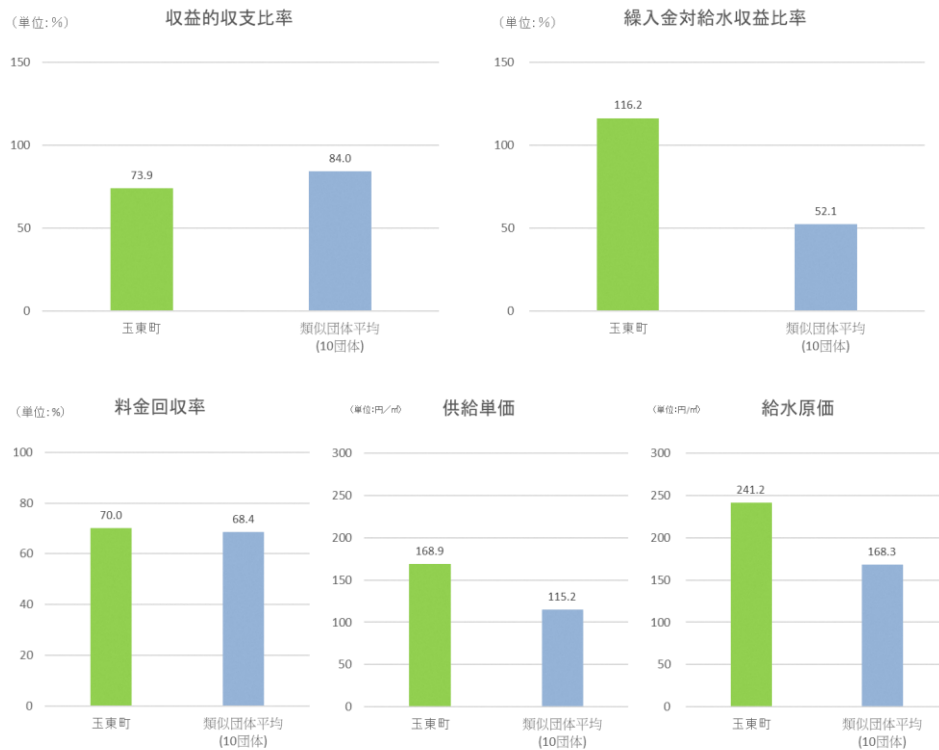
(財政に関する状況)

収益的収支比率は、73.9%であり、類似団体平均よりも低い水準となっております。収益的収支比率が100%を下回っている場合、簡易水道事業は赤字経営であることを示しています。

また、繰入金への依存度を表す、繰入金対給水収益比率は、116.2%となっており、類似団体平均よりも高い水準となっております。

料金回収率については、70.0%と類似団体平均とほぼ同じ水準ですが、供給単価及び給水原価は類似団体平均を上回る水準となっております。これは、当町の地理的条件として中部地区と南部地区は山間部が大部分を占めるために、加圧施設の設置数が多く、動力費などの経費がかさんでいることが要因の1つと考えられます。

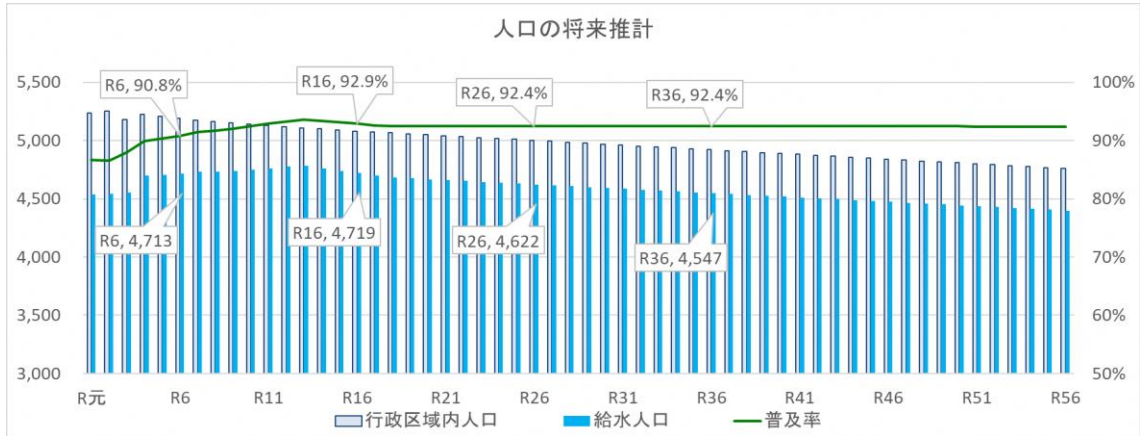
本町の簡易水道事業は、比較団体と比べると繰入金への依存度が高く、また給水原価が高いことが特徴であるため、今後の課題としては給水原価の低減による料金回収率の改善が挙げられます。



2. 将来の事業環境

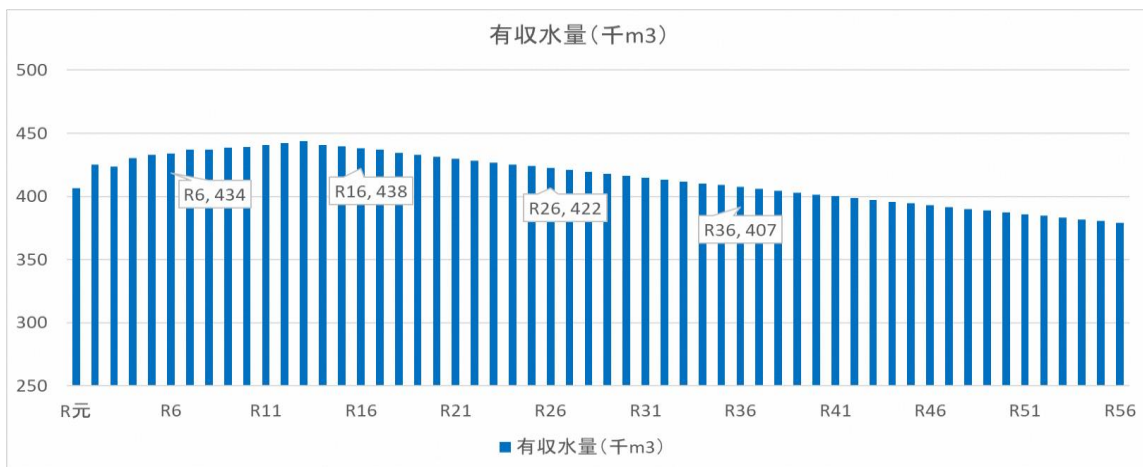
(1) 給水人口の予測

給水人口の予測に当たっては、「玉東町簡易水道事業北部地区水運用計画」の中で、過去10年間の行政区域人口、配水池系統ごとの給水人口の実績を基に5式(トレンド)による手法を用いて将来に対する推計値を算出しています。
給水人口は、水道普及率の上昇にあわせて、令和13年度頃まで微増していきますが、その後減少に転じ、令和27年度には現在より100人程度少なくなる見通しです。なお、令和4年度に給水人口が大きく増加している理由は、大型の宅地分譲地の販売、マンションの建設があったためです。



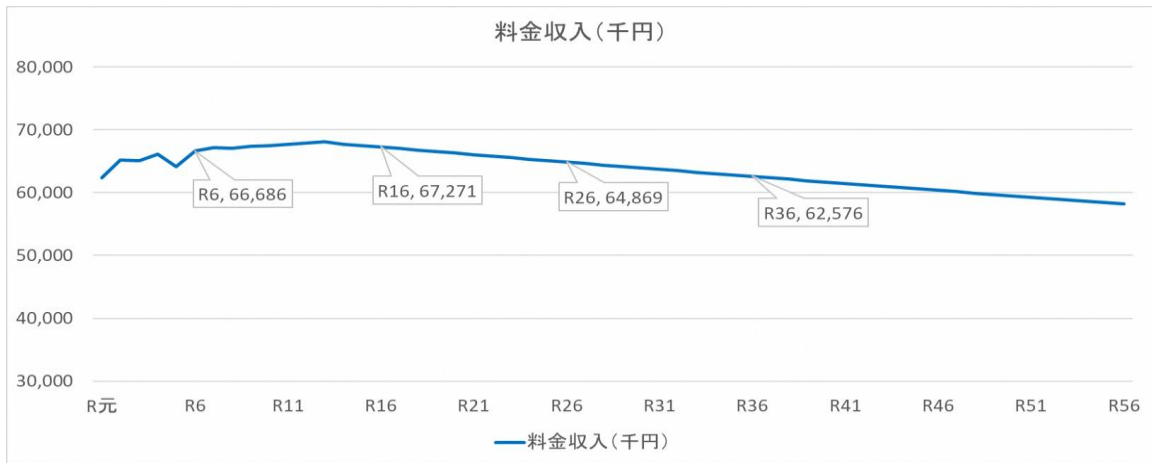
(2) 水需要の予測

水需要の予測に当たっては、「玉東町簡易水道事業北部地区水運用計画」の中で、過去10年間の配水池系統ごとの給水人口、有収率及び生活用1人1日平均使用量の実績を基に5式(トレンド)による手法を用いて将来に対する推計値を算出しています。
令和2年度から令和13年度までは、水道普及率向上のため整備を行っていく影響により、有収水量は増加していく見通しです。その後は給水人口の減少に伴い、令和13年度をピークに減少に転じ、令和40年代には400千m³を割り込む見通しです。
本町の産業は農業が中心であるため、今後の水需要に大きな影響は及ぼさないと考えられます。



(3) 料金収入の見通し

料金収入の予測に当たっては、有収水量×供給単価を基礎に試算を行っています。(令和5年度については令和5年度当初予算を使用しています。)有収水量は(2)水需要の予測と同様の前提により、料金単価は令和2年度から令和4年度までの3年間の平均値で今後も一定と仮定し、試算しています。料金収入はコロナ禍による在宅需要の増加により令和2年度から令和4年度まで一時的に増加しましたが、令和5年度から減少しています。その後、令和6年度から令和13年度までは上記水道普及率向上のための整備に伴う有収水量の増加により微増しますが、その後は人口減少の傾向にあわせて使用料収入も減少に転じ、令和40年代後半には60,000千円を割り込む見通しです。



(4) 組織の見通し

水道担当職員は課長を除き、事務職員が1名であるため、人事異動に伴う業務知識や施設管理などの技術の継承が確実に行われていません。知識や技術の継承を確実に進めていくためにも、担当職員を増やす必要があります。

(単位:人)

	2018年度	2028年度	2038年度	2048年度	2058年度
技術職員	0	0	0	0	0
事務職員	2	2	2	2	2
合計	2	2	2	2	2

※課長を含む

3. 経営の基本方針

「玉東町第6次総合計画」において、「自然と共生する快適な生活環境」を基本目標の1つとし、その中で施策「安全で安心な水の安定供給」を掲げており、以下の2点を主な取組としています。
 (1)安全で良質な水を供給するため、原水から給水に至るまでの水質安全対策に努めます。
 (2)水道施設の適正な維持管理に努めるとともに、中長期的な財政見通しの下、老朽化施設を計画的に更新します。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

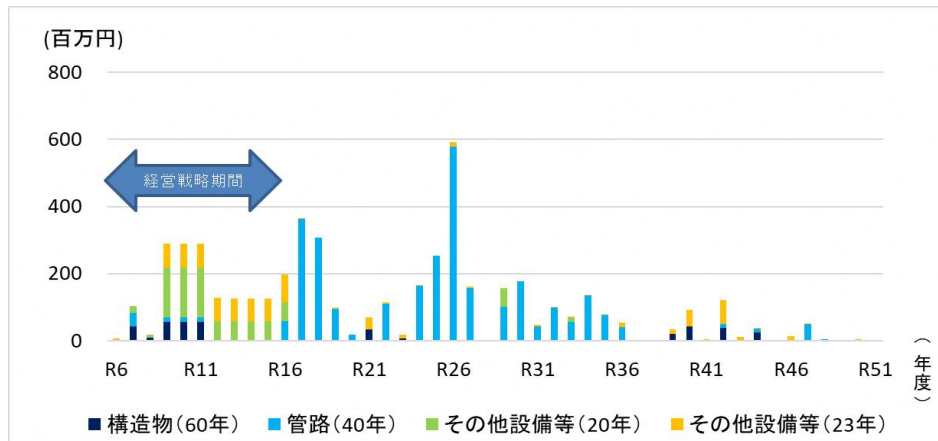
(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	<p>目標①水道普及率の向上 本町の水道普及率は89.9%(令和4年度末時点)ですが、更なる普及率向上のため、管路や水源の整備を進めます。</p> <p>目標②施設や管路の更新 法定耐用年数を超過した施設や管路を早急に更新するとともに、今後の老朽化に備えて、計画的に施設や管路の更新を行っていきます。 特に、管路の耐震化更新率は年1.0%を目標とします。</p>
-----	---

【水道普及率の向上】
 本町の水道普及率は89.9%(令和4年度末)ですが、「玉東町簡易水道事業北部地区水運用計画」において、配水池系統ごとに令和13年度時点の目標普及率を設定しており、その達成のために今後も管路や施設の整備を行います。各配水池系統を合わせた玉東町全体の水道普及率は、令和13年度時点で93.6%を目標とします。

【施設や管路の更新】
 建設改良費の平準化のため、施設整備計画が終了した令和12年度より、施設や管路の更新を行います。まずは、機械設備及び電気設備など比較的耐用年数の短い設備のうち、中でも耐用年数の1.1倍を超過している設備について優先的に更新を行う計画です。
 管路については、経営戦略期間以降の2034年度(令和16年度)から更新需要を迎える見通しです。リスク評価等により、管路更新の優先順位付けなどを行い、老朽化が著しい箇所や長寿命化が困難な箇所を集中的に対応し、耐震化更新率は年1.0%を目標とします。長寿命化が可能な箇所については、長寿命化を実施することで、年度ごとの投資費用の平準化を行い、効率的に管路更新を行うよう今後検討していきます。



② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	<p>目標①料金回収率の向上 給水にかかったコストを確実に料金で回収し、水道事業経営の持続可能性を高めるために、料金回収率80%の達成を目標とします。</p> <p>目標②企業債の発行 施設や管路の整備に係る投資額が集中する場合に活用しますが、将来世代に過重な負担を強いることがないようにします。</p> <p>目標③国庫補助・繰入金等 管路耐震化事業などで国庫補助を活用し、財政を負担を軽減します。</p>
-----	--

【料金回収率の向上】

本町の料金回収率は70.0%(令和4年度末)であり、比較団体(68.4%)と同程度の水準です。しかし、繰入金への依存度も高いことから、水道事業が独立採算であるべきことも鑑みると、より経営を効率化するとともに、将来的には料金改定を見据え、料金回収率を向上していく必要があります。

【企業債の発行】

後年度に返済のための元利償還金が発生しますが、整備した施設や管路は将来にわたって使用できることから、世代間の公平性の観点から、整備に必要な財源として、施設や管路の整備に係る投資額が集中する場合等に活用します。ただし、企業債は基本的に料金収入を原資として償還することから、将来的に人口減少に伴う料金収入の減等が見込まれる中で、将来世代に過重な負担を強いることがないように、将来の償還額の推移等を踏まえて、適切な水準としていきます。

【国庫補助・繰入金等】

国庫補助金では、水量確保事業や管路耐震化事業などで事業費の1/3を見込みます。繰入金では、事業収支の不足額を全額繰入金で賄うこととされており、現状では、今後10年間で総額4.3億円の繰入金が必要です。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

職員給与費は、令和3年度及び令和4年度の2か年平均値で推計しています。

動力費及び薬品費は、直近年度の動力費について有収水量の増減率を加味し、さらに内閣府が公表している「中長期の経済財政に関する試算」で示されている物価上昇率を考慮して推計しています。

修繕費及びその他経費は、令和元年度から令和4年度の3か年平均値で推計しています。

既発債の支払利息は償還表に基づき、各年度の支払利息を積み上げています。

新発債の支払利息は令和11年度までは償還期間30年、5年据置、元利均等方式、利率1.5%、令和11年度以降は償還期間10年、据置無し、元利均等方式、利率1.5%として推計しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広 域 化	熊本県水道事業基盤強化推進協議会有明地域協議会の中で、水質検査業務の共同化や、メーターの共同購入、広域応援体制の整備など、様々な業務について広域化の検討を行っています。
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI等の導入等)	なし
アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等による投資の平準化)	令和6年度にアセットマネジメントを実施する予定です。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	なし
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	令和4年度に北部地区水運用計画を策定しました。北部地区自体は設備投資をしますが、南部地区はオーバースペックなのでスペックダウンさせることが可能となっています。
そ の 他 の 取 組	情報通信技術の利用(WEBでの施設監視)、入札手続きの適正化、省エネ機器の導入などを実施、検討しています。

② 財源についての検討状況等

料	金	今後10年間の収支計画では収入不足が見込まれ、不足分については一般会計からの基準外繰入金で補うこととしています。経営の健全化に向けて、町民の負担軽減となるよう、段階的な料金改定を検討しながら、基準外繰入金に対する依存度の低減に取り組みます。	
企	業	債	現時点で高金利状態の起債の借入れはありませんが、経営健全化のために、繰り上げ償還による利息負担軽減について検討します。
繰	入	金	基準外繰入金を減少させるために、経営の健全化を進めていきます。
資産の有効活用等(*2)による収入増加の取組			なし
その他の取組			令和5年度から3か月分を滞納した時点で停水処分とし、完納するまで開栓しないこととしています。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	<p>経営戦略を推進するため、各指標における目標値を設定しました。この指標はあくまでも目標値のため、投資・財政計画シミュレーションとは一部整合していません。</p> <p>(1) 経営・財務面の指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・料金回収率80% ・経常収支比率100%以上 <p>(2) 事業・施設面の指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道普及率93.6% ・施設・管路更新の確実な実施 <p>毎年度進捗管理を行うとともに、3～5年おきに見直しを行います。見直しに際しては、経営戦略における投資・財政計画と実績の乖離及びその原因を分析し、その結果を経営戦略等に反映させ、目標の達成状況や経営戦略の見直し結果を公表します。</p>
---------------------	--

投資・財政計画
(収支計画)

(単位：千円、%)

年 度		前々年度	前年度	本年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
区 分		(決 算)	(決 算 込)		(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)
収 入	1. 営 業 収 益 (A)	65,168	66,129	64,189	66,686	67,152	67,097	67,399	67,455	67,688	67,914	68,144	67,651	67,488
	(1) 料 金 収 入	65,123	66,093	64,188	66,686	67,152	67,097	67,399	67,455	67,688	67,914	68,144	67,651	67,488
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(3) そ の 他	45	36	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2. 営 業 外 収 益	4,576	3,980	22,536	37,088	36,591	32,043	31,156	40,696	68,917	70,475	68,803	68,866	70,443
	(1) 補 助 金	4,574	3,980	22,532	2,899	2,261	1,884	1,516	6,407	30,615	30,892	29,945	28,942	27,894
	他 会 計 補 助 金	4,574	3,980	22,532	2,899	2,261	1,884	1,516	6,407	30,615	30,892	29,945	28,942	27,894
	そ の 他 補 助 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	-	-	-	34,189	34,330	30,159	29,640	34,289	38,302	39,583	38,858	39,924	42,549
	(3) そ の 他	2	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
収 入 の 計 (C)	69,744	70,109	86,725	103,774	103,743	99,140	98,555	108,151	136,605	138,389	136,947	136,517	137,931	
支 出	1. 営 業 費 用	36,451	42,385	55,618	104,685	105,142	96,470	95,471	102,888	109,133	110,912	108,187	108,028	110,120
	(1) 職 員 給 与 費	6,182	5,799	5,912	5,991	5,991	5,991	5,991	5,991	5,991	5,991	5,991	5,991	5,991
	基 本 給	3,541	3,274	3,354	3,408	3,408	3,408	3,408	3,408	3,408	3,408	3,408	3,408	3,408
	退 職 給 付 費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	2,641	2,525	2,558	2,583	2,583	2,583	2,583	2,583	2,583	2,583	2,583	2,583	2,583
	(2) 経 費	30,269	36,586	49,706	34,514	34,737	34,823	34,961	35,056	35,184	35,312	35,442	35,439	35,408
	動 力 費	9,212	10,849	11,364	11,439	11,716	11,876	11,876	11,969	12,095	12,220	12,347	12,344	12,314
	修 繕 費	4,668	6,552	5,091	5,671	5,671	5,671	5,671	5,671	5,671	5,671	5,671	5,671	5,671
	材 料 費	-	-	1,918	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	薬 品 費	204	235	-	247	252	254	257	259	261	264	267	267	266
そ の 他	16,185	18,950	31,333	17,157	17,157	17,157	17,157	17,157	17,157	17,157	17,157	17,157	17,157	
(3) 減 価 償 却 費	-	-	-	64,180	64,414	55,656	54,519	61,841	67,958	69,609	66,754	66,598	68,721	
2. 営 業 外 費 用	8,795	7,559	6,954	5,480	4,474	4,597	3,893	5,904	7,779	9,514	9,161	8,818	8,512	
(1) 支 払 利 息	8,795	7,559	6,499	5,480	4,474	4,597	3,893	5,904	7,779	9,514	9,161	8,818	8,512	
(2) そ の 他	-	-	455	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
支 出 の 計 (D)	45,246	49,944	62,572	110,165	109,616	101,067	99,364	108,792	116,912	120,426	117,348	116,846	118,632	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	24,498	20,165	24,153	△6,391	△5,873	△1,927	△809	△641	19,693	17,963	19,599	19,671	19,299	
特 別 利 益 (F)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
特 別 損 失 (G)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	24,498	20,165	24,153	△6,391	△5,873	△1,927	△809	△641	19,693	17,963	19,599	19,671	19,299	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 繰 越 欠 損 金 (I)	-	-	-	△6,391	△12,264	△14,191	△15,000	△15,641	4,052	22,015	41,614	61,285	80,584	
流 動 資 産 (J)	-	-	-	17,346	13,772	8,137	9,998	-	-	-	-	-	-	
うち 未 収 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
流 動 負 債 (K)	-	-	-	37,184	43,731	40,639	52,423	62,946	60,727	59,726	57,502	55,822	52,645	
うち 建設改良費分	-	-	-	37,184	43,731	40,639	52,423	62,946	60,727	59,726	57,502	55,822	52,645	
うち 一時借入金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
うち 未 払 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
累 積 欠 損 金 比 率 ((I) / (A)-(B) ×100)	-	-	-	10	18	21	22	23	-	-	-	-	-	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 金 の 不 足 額 (L)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	65,168	66,129	64,189	66,686	67,152	67,097	67,399	67,455	67,688	67,914	68,144	67,651	67,488	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L) / (M) ×100)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N) / (P) ×100)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

投資・財政計画
(収支計画)

(単位：千円)

年 度		前々年度	前年度	本年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
区 分		(決 算)	[決 算]		(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	6,300	5,400	13,233	2,727	58,322	7,962	182,252	182,252	182,252	40,531	40,177	40,177	40,552
	2. 他 会 計 出 資 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3. 他 会 計 補 助 金	23,936	63,712	22,863	22,974	18,465	18,834	16,902	13,694	11,585	74,318	72,991	71,810	71,210
	4. 他 会 計 負 担 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	5. 他 会 計 借 入 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	6. 国 (都道府県) 補助金	-	-	-	1,252	29,458	4,187	91,431	91,431	91,431	20,785	20,588	20,588	20,761
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	8. 工 事 負 担 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	9. そ の 他	2,624	1,914	1,220	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	計 (A)	32,860	71,026	37,316	28,153	107,445	32,183	291,785	288,577	286,468	136,834	134,956	133,775	133,723
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	-	40,030	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	純 計 (A)-(B) (C)	32,860	30,996	37,316	28,153	107,445	32,183	291,785	288,577	286,468	136,834	134,956	133,775	133,723
	1. 建 設 改 良 費	5,115	4,956	3,500	6,146	102,938	17,000	289,737	289,737	289,737	126,875	125,520	125,520	126,392
	うち 職 員 給 与 費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2. 企 業 債 償 還 金	46,680	45,572	43,855	45,457	37,184	43,731	40,639	52,423	62,946	60,727	59,726	57,502	55,822	
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
4. 他 会 計 へ の 支 出 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
5. そ の 他	3,000	-	10,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計 (D)	54,795	50,528	57,355	51,603	140,122	60,731	330,376	342,160	352,683	187,602	185,246	183,022	182,214	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	21,935	19,532	20,039	23,450	32,677	28,548	38,591	53,583	66,215	50,768	50,290	49,247	48,491	
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	-	-	-	23,450	24,361	23,570	24,070	26,911	45,297	30,026	27,896	26,674	26,172
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	-	-	-	-	-	-	-	-	4,052	17,963	19,599	19,671	19,299
	3. 繰 越 工 事 資 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	4. そ の 他	-	-	-	-	8,316	4,978	14,521	26,672	16,866	2,779	2,795	2,902	3,020
計 (F)	-	-	-	23,450	32,677	28,548	38,591	53,583	66,215	50,768	50,290	49,247	48,491	
補填財源不足額 (E)-(F) (G)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
他 会 計 借 入 金 残 高 (H)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
企 業 債 残 高 (H)	368,613	328,442	297,820	255,090	276,228	240,459	382,072	511,901	631,207	611,011	591,462	574,137	558,867	

○他会計繰入金

(単位：千円)

年 度		前々年度	前年度	本年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
区 分		(決 算)	[決 算]		(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)
収 益 的 収 支 分		4,572	3,980	3,980	3,980	3,980	3,980	3,980	9,184	33,636	34,090	33,302	32,450	31,533
	うち 基 準 内 繰 入 金	4,572	3,980	3,980	3,980	3,980	3,980	3,980	3,980	3,980	3,980	3,980	3,980	3,980
	うち 基 準 外 繰 入 金	-	-	-	-	-	-	-	5,204	29,656	30,110	29,322	28,470	27,553
資 本 的 収 支 分		23,936	63,712	22,863	22,974	18,465	18,834	16,902	13,694	11,585	74,318	72,991	71,810	71,210
	うち 基 準 内 繰 入 金	23,908	23,682	22,863	22,974	18,465	18,834	16,902	13,694	9,856	8,759	8,236	7,055	6,131
	うち 基 準 外 繰 入 金	28	40,030	-	-	-	-	-	-	1,729	65,559	64,755	64,755	65,079
合 計	28,508	67,692	26,843	26,954	22,445	22,814	20,882	22,878	45,221	108,408	106,293	104,260	102,743	